2　普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

3　普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第一号
外務省令

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四の規定に基づき、在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

総務大臣臨時代理　外務大臣　川端　達夫
国務大臣　藤村　修

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在ジャカルタ日本国総領事	インドネシア共和国（在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

を

在インドネシア日本国大使	インドネシア共和国（在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各日本国総領事の管轄区域を除く。）

に、

在マニラ日本国総領事	フィリピン共和国

を

在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国

に改め、同表中南米の項中

在リマ日本国総領事	ペルー共和国

を

在ペルー日本国大使	ペルー共和国

に改め、同表欧州の項中

在ウズベキスタン日本国大使	ウズベキスタン共和国

を

在ウズベキスタン日本国大使	ウズベキスタン共和国

に改め、

在英国日本国大使	英国（在アイルランド日本国大使及び在エディンバラ日本国総領事の管轄区域を除く。）及びその属領（植民地、保護領及び保護国を含み、他の領事官の管轄区域を除く。）